

## 第66回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成30年6月20日（水） 14時00分～14時47分

場 所 広島大学法人本部棟4F会議室

出席者 学外委員：苅田，北島，國井，郷，白石，佃，山西，結城の各委員  
学内委員：越智，宮谷，相田，佐藤，山本，高田，山田の各委員

欠席者 学外委員：岡谷，ギナンジャーの各委員  
学内委員：木内委員

列席者 渡邊副学長，古澤副学長，丸山副学長，木原副学長，寺本副学長，野上監事，栗栖監事，竹内学長補佐，小澤副理事，林副理事，由井副理事，原（教）部長，迫田副理事，盛井部長，吉村副理事，野田部長，佐野副理事，原（社）部長，三分一副理事，山内副理事，石田副理事，小山部長，畑尾部長，松永部長，眞田部長，長谷川所長，吉岡部長，下田部長，太呉学長秘書室長，江頭法学部長，千田経済学部長，加藤歯学部長，木島情報科学部長，岩永総合科学研究科長，久保田文学研究科長，小山教育学研究科長，瀧社会科学研究科長，楯理学研究科長，加藤先端物質科学研究科長，大段医歯薬保健学研究科長，河原工学研究科長，三本木生物圏科学研究科長，秋野法務研究科長，松浦原爆放射線医科学研究所長，山崎評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

議事に先立ち，経営協議会委員の交代があったため，改めてメンバーの紹介があった。

### （第65回広島大学経営協議会議事要録について）

平成30年3月16日開催の経営協議会議事要録について，原案のとおり承認された。

### （議事1）

#### ● 平成30年6月期役員の手当に係る業績勘案率及び支給額について

（越智学長提案，説明，別紙1）

◇ 役員に支給する期末手当の支給額については，役員報酬規則第7条第5項の規定において，当該役員の前職期間における業績を勘案し，経営協議会の議を経て，増額し，又は減額した額とすることができることとなっており，役員のうち，学長及び理事に支給する期末手当の支給額については，役員の手当に係る取扱要項第3第1項の規定において，前年度の10月1日から3月31日までの期間に係る個人業績評価により学長が作成した役員評価表を基に，経営協議会の議を経て決定する業績勘案率に基づき支給することとする。また，常勤監事に支給する同期末手当の支給額については，業績を勘案の上，経営協議会の議を経て決定し支給することとする。

なお，評価対象期間において役員でなかった者に係る業績勘案率は，1.00とすることになっている。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

（特に質疑応答なし）

(議事2)

● 平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

(越智学長提案, 山田理事(財務・総務担当)説明, 別紙2)

- ◇ 国立大学法人法第31条の2の規定に基づき, 国立大学法人は, 当該事業年度の終了後3月以内に業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国立大学法人評価委員会へ提出する必要がある, 「平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」を策定した。

なお, 組織及び運営の状況について行う点検・評価に関する事項は経営協議会で, 教育及び研究の状況については教育研究評議会にて審議し, 役員会の議を経て決定することとしている。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 教育研究評議会での所掌事項と併せて, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 平成29年度決算及び決算確定に伴う平成30年度補正予算について

(越智学長提案, 山田理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

- ◇ 平成29年度決算については, 国立大学法人法第20条第4項第4号の規定に基づき, 経営協議会で審議することとなっており, 会計監査人及び監事から監査報告書の提出を受け, 「平成29年度決算報告書」のとおり確定した。

また, 確定した収入支出決算残額については, 平成30年度予算として配分することになり, 平成30年3月16日開催の経営協議会及び役員会で承認された平成30年度当初予算を補正したい。

以上の提案・説明に引き続き, 野上監事から平成29事業年度に係る財務諸表, 事業報告書及び決算報告書は, 国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事4)

● 平成31年度概算要求事項について

(越智学長提案, 山田理事(財務・総務担当)説明, 別紙4)

- ◇ 本学は, 第3期中期目標期間における機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みのうち, 重点支援③を選択しており, 次のとおり要求する。

- ・機能強化経費(機能強化促進分)は, 平成30年度以前から継続している取組11件, 新規取組1件。
- ・機能強化経費(共通政策課題分)は, 全国共同利用・共同実施分5件, 教育関係共同実施分4件(内新規事業1件)。
- ・基盤的設備等整備分は, 教育設備2件, 研究設備7件, 医療設備1件の計10件。
- ・施設整備費補助金は, 建物改修及び基幹・環境整備の19件。

平成31年度概算要求事項については, 今後の文部科学省への事前相談により, 要求事項及び順位の最終決定は学長が行った上で, 文部科学省へ概算要求する。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事5)

● 附属福山中・高等学校用地協力について

(越智学長提案, 山田理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 福山市が計画する歩道整備工事の実施のため, 本学の用地の一部譲渡の協力依頼があり, 附属福山中・高等学校の生徒の安全に寄与するものであるため, 有償譲渡により用地協力したい。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 法科大学院認証評価自己評価書について

(山田理事(財務・総務担当)報告, 資料1)

- ◇ 学校教育法第109条第2項に基づき, 大学は教育研究, 組織運営の状況に関し, 文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることとされており, 専門職大学院は5年に1度のため, 平成30年度に法科大学院の認証評価を受けなければならないことから, 法科大学院認証評価自己評価書(案)を策定した旨, 報告があった。

(特に質疑応答なし)

以 上